

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1 3密の回避

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ① 敷地内のトイレ、管理棟ロビー、女子更衣室の各部屋については、30分に1回、5分程度、窓と入口ドアを全開にし、換気設備を常時稼働させ必要換気量を確保する。なお、女子更衣室については使用時以外は窓と入口ドアを常時全開にする。
- ② 施設利用の際は、全ての入口ドアを常時開放して使用する。
射場については、射座から標的の間は屋根が無い。なお、エアーライフル射場上部には雨除けのためビニールを設置してあるが、常時射座側から1 m以上開放し、必要換気量を確保する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 入場の制限
エアーライフル射場、スモールボア射場に対しての利用は個人利用とし、利用人数の上限設定及び射座数の削減により、利用者数の制限を行う。
- ② 滞在時間の制限
1回の利用は2時間以内とする。
- ③ 最大利用者数 同一時間帯で25人

(エアーライフル射場13人、スモールボア射場12人)

※大会及び団体利用は禁止

エアーライフル 射座を1座空けて13座の使用とする。(最大13人)

スモールボア 射座を1座空けて12座の使用とする、(最大12人)

ビームライフル 使用禁止とする。

- ④ 女子更衣室は同一時間帯に利用する人数を最大3人とする。

- ⑤ 管理棟会議室、審査室、銃器手入室、器具室、選手控室は使用禁止。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 受付は、代表者 1 名により行うこととし、次の利用者まで 2m の間隔をあけるため、床にマーキングを行う。
- ② 受付窓口シートカーテンを設置し遮断を行う。また、現金等受渡用のコイントレーを使用する。
- ③ 各射場の射座間隔を 2 m 以上確保する。
- ④ 女子更衣室使用の際は最低 1 m（マスク着のない場合は 2 m）の距離を確保するため、ロッカーは一つ置きで使用する。

2 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者も着用する。ただし、競技中も原則としてマスク着用とするが、体調によりマスクを着用できない場合は、2 m 以上の対人距離を確保する。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ② 施設入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を徹底する。
- ③ 職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

(3) 体調チェック

- ① 職員に対して出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。

- ② 入場者に対して、発熱（例えば平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないよう呼びかけるとともに、原則として、利用前に検温を行ってもらい、受付窓口において利用者名簿に氏名、住所、体調良否及び体温を記入させる。なお、事前に検温を行っていない場合は、その場で検温を行う。体調不良の場合は、施設利用をお断りする。

（４） トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、職員が午前 1 回、午後 1 回清拭消毒を行う。
- ② 和式トイレ及び蓋のない洋式トイレの汚物は確実に流すよう表示して、徹底する。
- ③ 各トイレに石鹸を設置する。
- ④ 複数ある小便器は、1 つおきに使用するよう表示する。
- ⑤ タオル等を持参させる。

（５） 休憩スペースのリスク軽減

- ① 共用スペースである管理棟ロビー、観覧席での休憩の際は、2 m 以上の対人距離を確保する。
- ② 共用する設備等（椅子、机）は、職員が午前 1 回、午後 1 回清拭消毒する。
- ③ 管理棟ロビーの椅子は 2 m 以上離して設置する。

（６） 屋外喫煙スペースの使用制限

2 m 以上の対人距離を確保するよう表示する。

（７） 清掃・消毒

- ① 競技用備品については、使用の都度利用者が清拭消毒を行い、職員が確認し徹底させる。

- ② 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて職員が午前1回、午後1回清拭消毒する。

〈椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等〉

- ③ 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てるよう促す。

- ④ ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

3 施設ごとの注意点等

- (1) 開放時間について

通常開放時間とする。

3月から8月 午前8時から午後5時。

9月から2月 午前9時から午後4時。

- (2) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限

緊急事態宣言の対象地域の在住者の利用を制限する。

なお、ホームページ、各施設へ掲示し周知を図る。

- (3) チェックリストの作成・確認

感染拡大予防ガイドラインに基づき、毎日確認を行い、まとめて県へ（1週間程度）報告する。